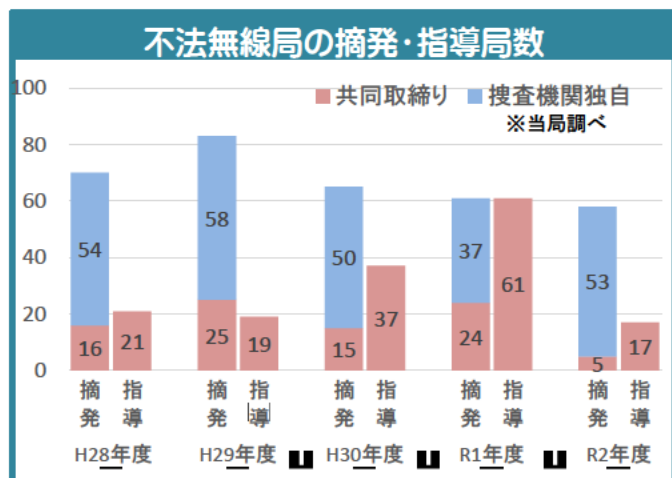


不法無線局の共同取締り

捜査機関と共同で不法無線局の取締りを実施しています。なお、捜査機関においては独自に取締りも行われており、それらの機関の要請を受け捜査協力も行っていきます。



警察署との共同取締り

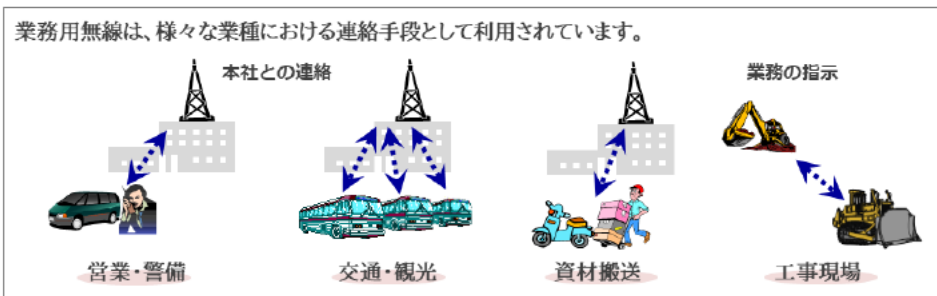


海上保安部署との共同取締り

違反無線局に対する行政処分・指導

● 業務用無線の適正な運用の確保

民間企業等で幅広く利用されている業務用無線局について、電波法令違反の有無を監視し、企業活動を支える大切な通信などに障害が起きないように取り組んでいます。



電波監視を行う職員(電波Gメン)

電波監視により、電波法令違反が確認された場合は、運用者に対し、文書等による行政指導、無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止の行政処分を行っています。

業務用無線行政指導等の実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
文書による行政指導・処分	3件	2件	2件	2件	1件

このほか令和2年度は、各種業務用無線 1件1局、簡易無線 4件5局の軽微な違反に対し、電話または口頭指導を行いました。

● アマチュア無線の適正な運用の確保

電波監視により、アマチュア無線局の運用違反が確認された場合は、運用者に対し、電波規正用無線局による警告、文書等による行政指導・処分を行っています。

アマチュア無線局の行政指導等の実績

内 訳	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電波規正用無線局による規正	591回	956回	638回	1032回	851回
文書による行政指導・処分	26件	41件	16件	6件	39件

このほか令和2年度は、アマチュア無線 11局の軽微な違反に対し、電話又は口頭指導を行いました。